

## 令和6年度第10回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和6年8月20日

担当部・課：保健福祉部子ども保育課〔内線2522〕

**① 件名**

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う関係条例の改正について

**② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）****【背景】**

国のデジタル臨時行政調査会が決定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、アナログ規制の点検・見直しをすることとされていることを踏まえ、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正された。

**【目的】**

内閣府令の改正に伴い、石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

**③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性****【根拠法令】**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年石巻市条例第37号)

**【[総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無] 又は [個別計画との整合性]】****④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令公布

（令和5年12月26日公布・施行 書面掲示の改正規定は令和6年4月1日施行）

**⑤ 主な内容**

石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、国の基準に準じて規定されていることから、今回の府令の改正を機に、国の規定を引用する条文に改めるため全部改正を行う。

（令和5年内閣府令第86号の概要）

**1 重要事項説明文書の交付方法について**

保育施設の利用申込者へは重要事項を記した文書を交付して説明を行うこととされており、文書の交付に代えて電磁的方法で提供する場合の規定において「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」としていたものを、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応するため、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。

**2 重要事項の書面掲示について**

従来の施設への重要事項の書面掲示義務に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付ける。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

関係条例の整備により、適正な運営が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他自治体においても同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年9月 市議会第3回定例会に石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について提案（公布の日から施行）

⑨ その他